

Ⅶ 服務の基本原則を確認しましょう！

地方公務員法（以下、「地公法」という。）は、地方公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念することを服務の基本基準（第30条）とするとともに、この服務の基本基準を踏まえた上で、服務の基本原則として、次のような「職務上の義務」や「身分上の義務」があると理解されています。

それぞれの義務については、知っていて当たり前のこととして、これまであまり顧みなかったかもしれませんが、コンプライアンス推進の第一歩として確認してみましょう。

空欄には、適する語句や数字を記入してください。

(1) 職務上の義務

① 服務の宣誓（地公法第31条）

◆新たに教職員として採用された場合、次の宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならないとされています。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める（ ）を尊重し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、（ ）として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

③ 職務に専念する義務（地公法第35条）

(2) 身分上の義務

① 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

◆職務の内外にかかわらず、全体の奉仕者にふさわしくない非行を禁止するもので、多くの懲戒処分で、その処分理由とされています。

職員は、その職の（ ）を傷つけ、又は職員の職全体の（ ）となるような行為をしてはならない。

② 秘密を守る義務（地公法第34条）

◆職務上知り得た秘密は、退職後も漏らしてはなりません。

◆刑事上の責任：（ ）年以下の懲役又は（ ）万円以下の罰金

③ 政治的行為の制限（地公法第36条、教育公務員特例法第18条）

◆教特法により、教育公務員については、国家公務員の例によるとされており、政治的行為の制限は、全国に及びます。

④ 争議行為等の禁止（地公法第37条）

⑤ 営利企業等の従事制限（地公法第38条、教育公務員特例法第17条）